

改正クリーンウッド法と 日本の事業者によるDDの実態

坂本有希 / 地球・人間環境フォーラム

sakamoto@gef.or.jp

2023年7月12日

ハイブリッドセミナー

EUDRと森林リスクコモディティ調達の未来

クリーンウッド法

- 正式名称「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」
- 2016年超党派の議員立法で成立、2017年5月施行
- 主務官庁は農水省（林野庁）、経済産業省、国土交通省
- 林野庁は2021年9月「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」を設置、2022年4月「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会中間とりまとめ」を公表
- 主務官庁が2022年12月「クリーンウッド法の5年後見直しについて（とりまとめ）」を公表
- 2023年2月に改正法案を提出（閣法）、4月成立、5月公布、2年以内に施行予定

資料

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/attach/pdf/210915-48.pdf>

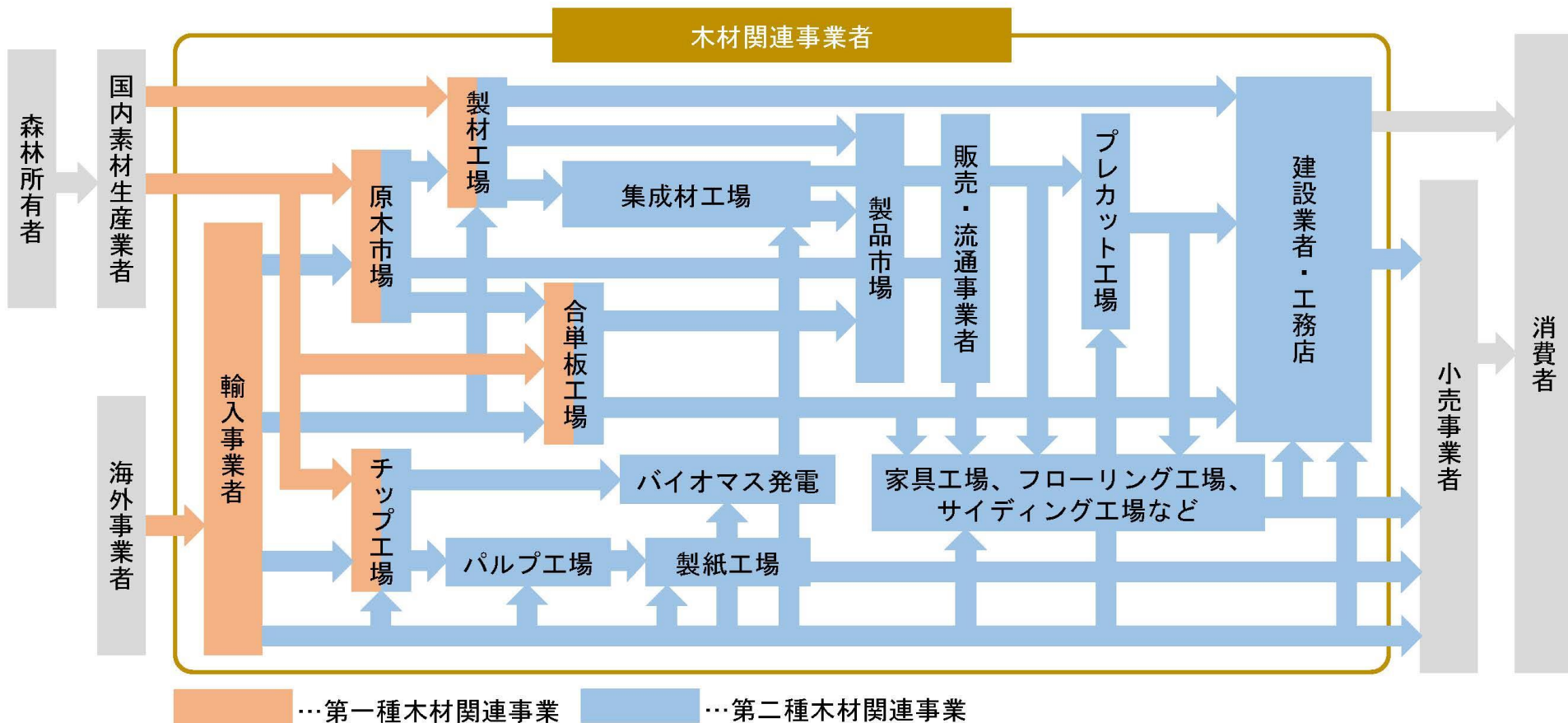
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4minaosi01.pdf>

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/211/index.html>



クリーンウッド法：対象事業者の範囲

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したものである。また、木材等の輸出事業者は省略している。

クリーンウッド法：合法性確認の方法

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジェンス））の実施

確認【1号】

購入先等から

- ①品目
- ②樹種
- ③伐採国又は地域
- ④重量、体積又は数量
- ⑤購入先の名称所在地
- ⑥伐採の合法証明書を収集

- ①国が提供する情報（4条2項）
- ②購入先との過去の取引実績等を踏まえ合法性を確認

未確認

追加的措置【2号】

購入先等その他関係者からの追加情報の収集や流通経路の把握等により合法性を確認

（取扱いの回避）

追加的措置により確認

リスク残

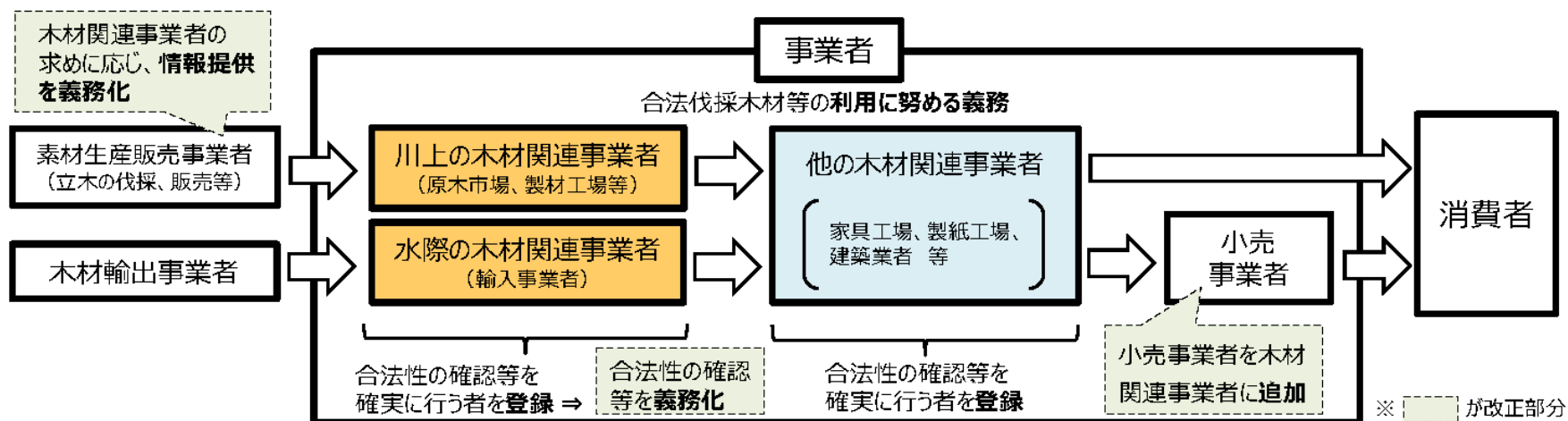
合法性確認に至らなかった木材等

合法性確認した木材等



改正の主なポイント（その1）

- 川上・水際の木材関連事業者に対して①原材料情報の収集、合法性確認、②記録作成・保存、③情報の伝達、を義務付け（6～8条）
- 国内の素材生産業者に対して伐採届等の情報提供を義務付け（9条）
- 上記の義務違反については罰則を適用（指導・助言、勧告の上）（10条、11条、45条等）



改正の主なポイント（その2）

- 小売事業者を第二種事業者に追加（2条4項）
- 一定規模以上の川上・水際の事業者に対する定期報告の義務付け（12条）
- 関係行政機関・地方公共団体に対する協力要請ができる（41条）
- 公布から2年以内に施行（附則1条）
- 施行後3年をめぐりに改正後の施行状況を検討（附則4条）

（「とりまとめ」に記載あり）

- グリーン購入法・合法木材制度の間での異なる内容の整理
- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づく取り組みの推進

資料：

林野庁木材利用課(2023年5月)「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の改正について」

農林水産省等(2022年12月)「クリーンウッド法の5年後見直しについて(とりまとめ)」

財団法人地球・人間環境フォーラム



見直しのロードマップ（案）

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	…	R10年度	
法令の見直し	第一種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕		改正法公布（R5年5月8日）		合法性確認等(デュール・デリジェンス)を義務化 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化		3年後検証	
	第二種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕				小売事業者を追加 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化			
	素材生産事業者等 〔制度の対象外〕				第一種事業者の求めに応じて伐採届等の 情報提供を義務化			
運用の改善・強化	人権遵守の推進	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等			クリーンウッド法(基本方針等)への位置づけ、 木材関連事業者による「人権尊重のためのガイドライン」 の実践			合法性確認等の 状況の 踏まえて 検証
	合法性確認等の 手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等 (業界別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施				
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信						
供給拡大	国産材 (R元) [3,100万m ³] (R3) [3,400万m ³]	国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)						
	輸入材等	諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ			生産国における違法伐採木材等からの転換支援(ITTOへの拠出)			
備考			G7サミット G7農業大臣会合					

合法性確認実態アンケート調査

- CW法の効果を高めるには第一種事業者による適切なDD実施がカギとなるということから、登録第一種事業者を対象に法に基づく合法性確認の実態把握するため、2019年から毎年実施
- 実施主体：地球・人間環境フォーラムと国際環境NGO FoE Japan
- 調査期間（第4回）：2022年12月13日～2023年1月23日
- 調査方法：CW法に基づき事業者登録をした第一種事業者232社へのアンケート調査
- 有効回答数：74（回収率31.9%）
- 結果まとめ詳細は→

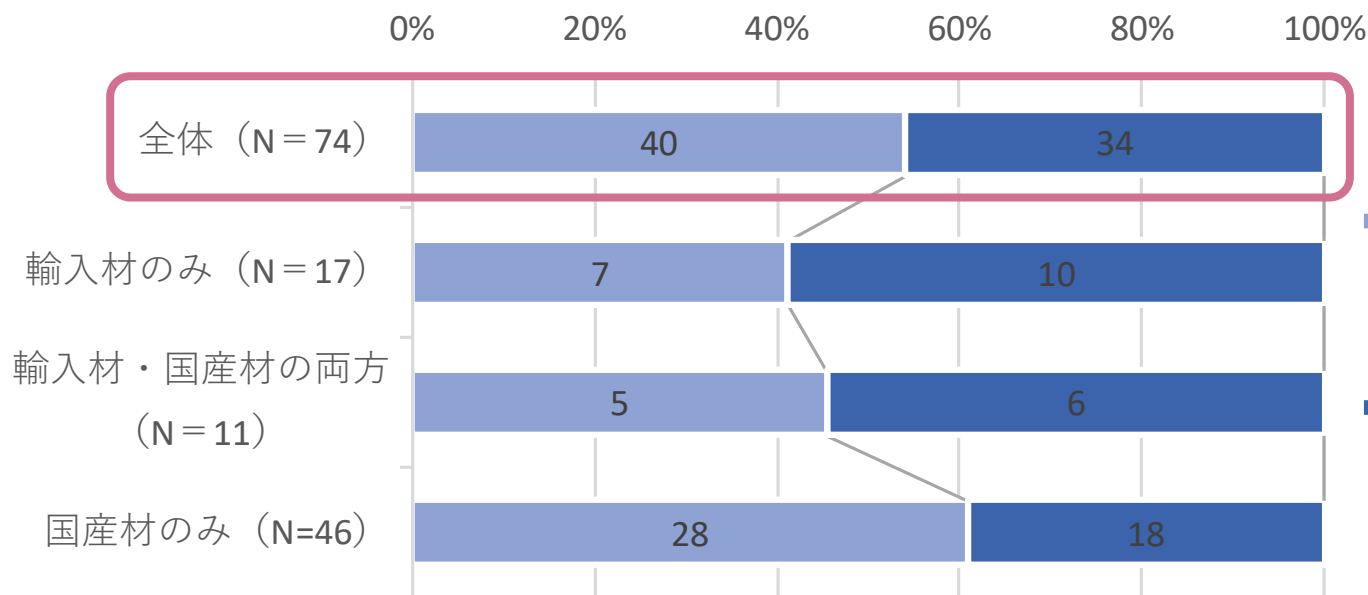


アンケート分析まとめ

- クリーンウッド法に基づく合法性確認において、リスクという概念を採用していない事業者が全体の5割強（問2-2）
- 伐採国・地域までのトレーサビリティの把握については、全体の15%にあたる回答事業者しか採用していない（問2-2）
- 書類を中心とした情報の入手のみで、合法性確認ができると回答した事業者が6割強を占める（問2-3）

リスク概念なしの合法性確認 (DD)

合法性確認においてリスクという考え方を採用しているかどうか(N=74)

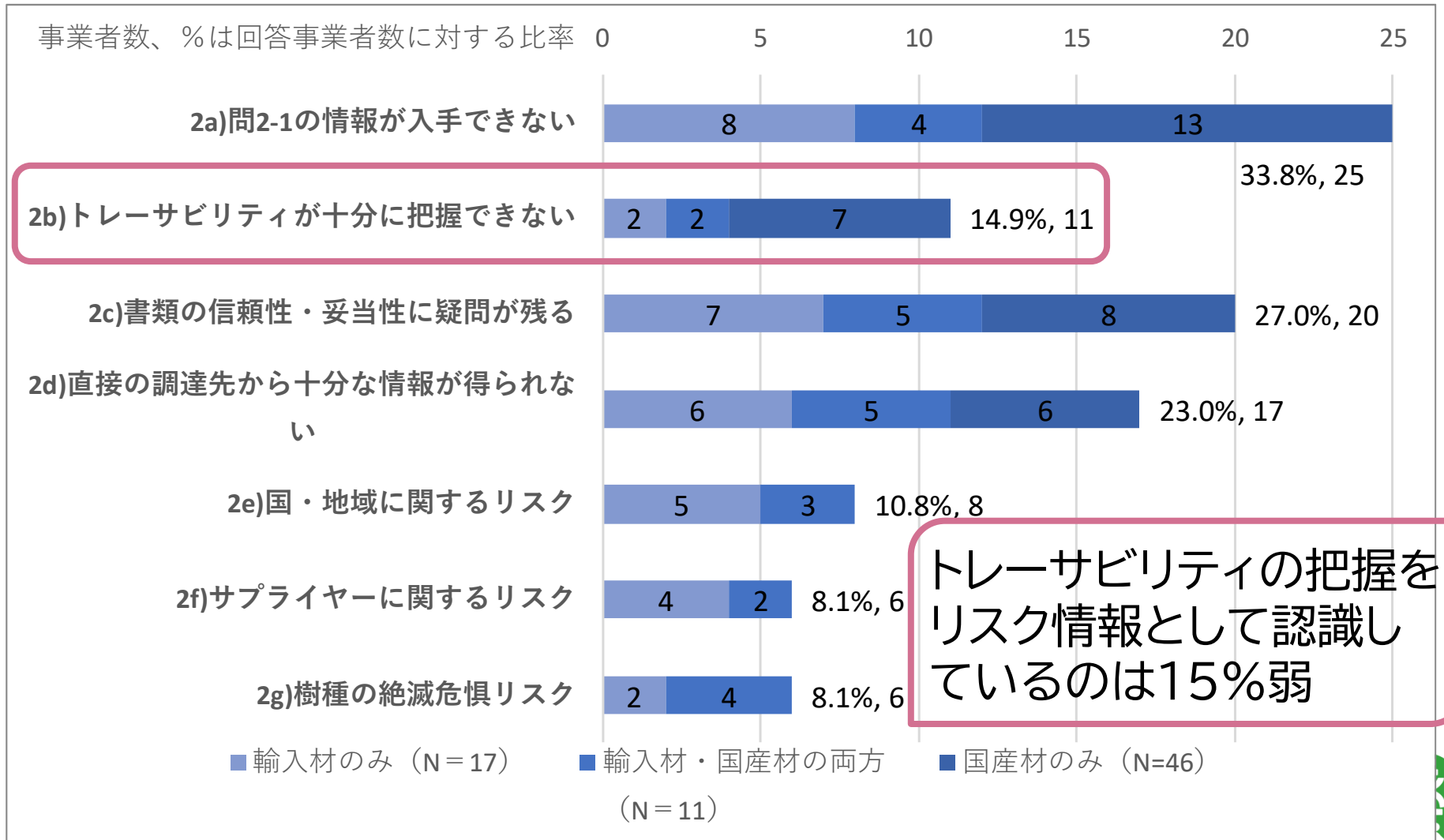


- 1. 合法性確認でリスクという考え方は採用していない
- 2. 合法性確認でリスクを考慮している

回答事業者の半分以上(54.1%、40社)が「リスクという考え方を採用していない」

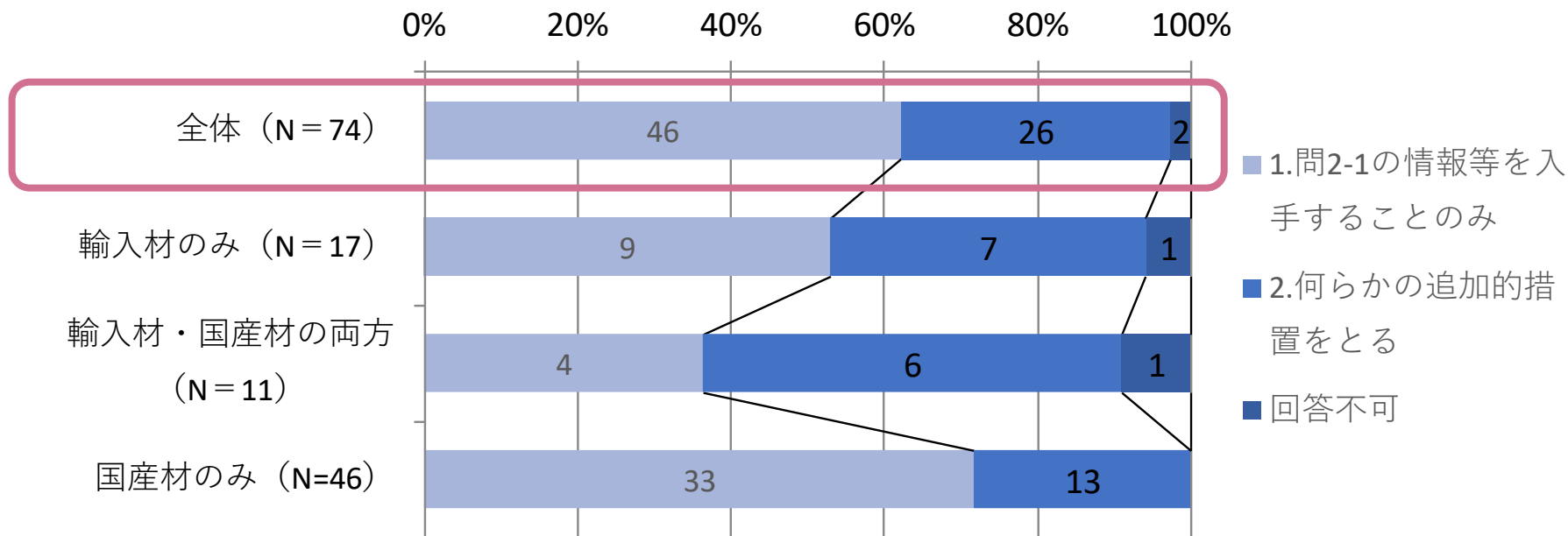
トレーサビリティ確認を軽視

リスクがあると判断するケース(N=74、複数回答可)



書類に依存する合法性確認 (DD)

合法性確認でリスク緩和措置を採用しているかどうか (N=74)



書類を中心とした情報の入手ができれば、合法性確認ができるとする事業者が6割強

アンケート結果から提言

- 日本の事業者によるDDの実態は依然として、
リスクの認識の低さと限定的なリスク対応
- サプライチェーンの長い輸入材を中心に、違法リスクの高い木材の調達のリスクを排除するには不十分
- DDのレベル向上に向けて：
 - 政府によるDD判断基準の明示、ガイダンスやリスク情報の提供、DD実施状況の把握と取締り
 - 事業者によるDD実施状況の公表とその外部評価できる仕組みの導入



クリーンウッド法見直しへの提言

地球・人間環境フォーラムとFoE Japanが
2023年2月21日に公表



1. 違法リスクの高い木材の日本市場への流入を阻止する姿勢をより明確にする
2. 合法性確認等の義務対象となる事業者を政府が補捉する
3. 事業者が行う合法性確認（DD）の判断基準を政府が示す
4. 合法性の定義と範囲を明確にする
5. 事業者が合法性確認等の実施状況を自ら公表し、外部評価を受けられる仕組みを導入する
6. 「合法性確認に至らなかった木材」の取り扱いを減じる策を講じる
7. クリーンウッド法における合法性確認と合法木材ガイドラインを整理する
8. 業界団体の役割を正式に位置づけ、中小規模の事業者による合法性確認（DD）実施を後押しする

